

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

<u>出席議員</u>	2
<u>第 1 会議録署名議員の指名</u>	4
<u>第 2 会期の決定</u>	4
<u>第 3 議案第48号 利府町営霊園条例</u>	6
<u>第 4 議案第49号 利府町営愛がん動物霊園条例</u>	15
<u>第 5 議案第50号 利府町営霊園等管理運営基金条例</u>	15
<u>第 6 議案第51号 平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算</u>	16
<u>第 7 議案第52号 公有水面埋立てに関する意見について</u>	17

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS 第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（18名）

1番	鈴木晴子	君	2番	西澤文久	君
3番	後藤哲	君	4番	小淵洋一郎	君
5番	安田知己	君	6番	木村範雄	君
7番	土村秀俊	君	8番	吉岡伸二郎	君
9番	高久時男	君	10番	鈴木忠美	君
11番	吉田裕哉	君	12番	永野涉	君
13番	及川智善	君	14番	遠藤紀子	君
15番	渡辺幹雄	君	16番	郷右近隆夫	君
17番	羽川喜富	君	18番	櫻井正人	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄	君
副町長	伊藤三男	君
総務課長	折笠浩幸	君
政策課長	小幡純一	君
財務課長	高橋三喜夫	君
税務課長	高橋徳光	君
収納対策室長	櫻井浩明	君
町民課長	庄司幾子	君
生活安全課長	村田政文	君
生活安全課環境生活班長	鈴木啓義	君
保健福祉課長	菅井百合子	君
子ども支援課長	櫻井やえ子	君
都市整備課長	櫻井昭彦	君

平成28年8月臨時会会議録（8月10日水曜日分）

産業振興課長兼農業委員会事務局長	伊藤 智 君
上下水道課長	大友 政一 君
震災復興推進室長	阿部 義弘 君
震災復興推進室 事業推進第一班長	近江 信治 君
震災復興推進室 事業推進第二班長	鈴木 喜勝 君
生涯学習課長	石川 洋志 君
教 育 長	本 明 陽一 君
教 育 次 長	松 尾 隆 治 君
教育総務課長	菅 野 勇 君
監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局長	鈴木 正敏 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	鈴木 則昭 君
主 幹	櫻 井 涉 君
主 任 主 査	利 玲 子 君

議 事 日 程 （第1日）

平成28年8月10日（水曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第48号 利府町営霊園条例
- 第 4 議案第49号 利府町営愛がん動物霊園条例
- 第 5 議案第50号 利府町営霊園等管理運営基金条例
- 第 6 議案第51号 平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第 7 議案第52号 公有水面埋立てに関する意見について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

○議長（櫻井正人君） 皆様、おはようございます。

ただいまから平成28年8月利府町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

議事に入る前に、本臨時会までに提出されている陳情2件について、陳情文書表のとおり報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、5番安田知己君、6番木村範雄君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井正人君） **日程第2、会期の決定**を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間と決定しました。

なお、本日の日程につきましては、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

また、本会議はクールビズで行っております。暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

提案理由の説明

○議長（櫻井正人君） お諮りします。日程第3、議案第48号から日程第7、議案第52号まで議事の関係上一括議題とし、提案理由の説明を受け、案件ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3、議案第48号から日程第7、議案第52号まで議事の関係上一括議題とし、提案理由の説明を受け、案件ごとに討論、採決を行うことに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 改めましておはようございます。

本臨時会に提案いたしております議案5件について、順次御説明申し上げます。

初めに、議案第48号利府町営霊園条例及び議案第49号利府町営愛がん動物霊園条例についてでございますが、これらは関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

現在、館地区に整備中の利府町営霊園及び利府町営の愛がん動物霊園の設置及び管理について必要な事項を定めるとともに、安定的な経営を図るため制定するものでございます。

次に、議案第50号利府町営霊園等管理運営基金条例でございますが、利府町営霊園事業及び利府町営愛がん動物霊園事業の健全な運営を図るため制定するものでございます。

次に、議案第51号平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に3,289万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を3,689万5,000円とするものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

歳入の2款使用料及び手数料につきましては、今回貸し出しを行います各墓地及び集合墓地の永代使用料並びに愛がん動物納骨堂の使用料として3,194万円を、墓地管理手数料として95万5,000円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、歳出の1款事業費につきましては、墓地管理業務に係る経費として139万5,000円を計上するものでございます。

4款基金積立金につきましては、町営霊園等管理運営基金への予算積立金として3,150万円を積み立てするものでございます。

次に、議案第52号公有水面埋立てに関する意見についてでございますが、浜田地区防潮堤整備工事に伴いまして、漁港背後地の有効面積が減少することから、漁業活動に支障を来すために、その代替機能の確保として船揚げ場708.70平方メートルの埋め立てを行うことに関し、宮城県知事から意見を求められましたので、異議がない旨答申することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上が本臨時会に提案いたしております議案5件でございます。慎重審議賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第3、議案第48号利府町営霊園条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。10番 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） それでは、質問させていただきます。

今回、8月1日の議員全員協議会資料でいただいたやつの修正版をいただいておりますけれども、その中で税抜きというのが何カ所か入っておりますけれども、この管理費ですか、管理費と、それから下のほうに行って、これは愛がん動物霊園のほうのこれ使用料ということで、これだけが税抜きと、税抜きということは、ほかのこの区画墓地の42万とか、これについてはこのままでよろしいということですか。

それが1つと、それからこの中で、条例の中での第9条墓地の返還あるいは第19条の第3項について使用者についてどうこう、それから21条使用権の消滅等々の中でずっとある中で、返す場合は原状を回復し返還しなければならないという項目がございますけれども、これが仮に行方不明者とかいろいろなった場合は、原状復帰ができない場合はどのようにお考えになっているか、その辺お聞きいたします。

それから、もう一つ、第13条の中でずっと2行目、町長は当該管理料の還付、3年以内に未使用の墓地を返還した場合は、町長は当該管理料の半額を還付することができるとなっているけれども、当該管理料というのはこの3年間を指すのか、その辺の3つお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木啓義君） 10番 鈴木議員の御質問にお答えします。

まず初めに、管理料と使用料、税金の関係でございますが、永代使用料につきましては消費税が非課税ということで、かからないということになっております。管理料につきましては、消費税が別途かかるということでございます。

2番目の返還の場合の原状変更でございますが、まず使用者が返還する場合には原状に戻してもらうという大原則がございます。

ただし、御質問の行方不明とか、そういった場合どのようになるのかということでございますが、最終的に実行できない場合には行政代執行という形で、町がその原状に戻すというものを現在考えております。

3番目の3年以内に返還した場合、使っていないで返還された場合、管理料は戻すのか、その金額はどうなのかということでございますが、管理料につきましては、まず集合墓地、30年間分前払いということで一旦納めていただきます。30年分納まったものを3年以内に未使用の

場合、半額を返すということでございます。以上です。

失礼しました。管理費でございますが、管理費につきましても返すということでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） それで、こういうふうに条例をつくったやつですから、当然管理費等々滞納なれば、それなりの処置はしなければならないと思うので、その中で問題になるのが代執行をやった場合でも、その場合、例えば石を建てたやつを跡継ぎがいなくて、あるいは行方不明になってそのままになって最終的に町が、原状復帰もその使用者がやらない場合、町でやったというときの墓石等々については、その辺の処理についてはどのようにお考えですか、その権利等々については。

○議長（櫻井正人君） 環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木啓義君） 御質問にお答えします。

まず、平地にするために墓石をどうするのかということでございますが、これにかかる費用につきましては次の例えば区画墓地の再募集をしまして、その永代使用料、それに充てていくということ考えております。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。9番 高久時男君。

○9番（高久時男君） それでは、第11条についてお尋ねいたします。

既納の使用料は還付しない、ただし使用許可を受けてから3年以内に未使用のまま墓地を返還した場合は町長は当該使用料の半額を還付することができる、ちょっと2点この中でお聞きしたいんですけども、未使用の概念というか規定をちょっとお尋ねしたいと思います。例えば区画を供用を受けて墓石を建てない状態で全然未使用、全く本当に、それが未使用なのか、それとも墓石を建てたけれども、納骨までしていない状況が未使用なのか、そのどちらが未使用にこの場合、概念的に当たるのかということと、最終的に当該使用料の半額を還付することができるとなっているんですけども、これはあくまでもできるという話で、その時々判断で町長が判断するという事なんですけれども、果たしてそれでいいのかどうか、まず完璧に未使用の場合、還付金が半額で妥当なのかどうか、それとこのすることができるということ、これはその場の段階の判断というようにも読み取れるんですけども、その辺の考え方をお尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木啓義君） 9番 高久議員の御質問にお答えします。

未使用の概念でございますが、墓石を建てない状態というふうに判断しております。

2番目のできる、妥当かというような御質問でございますが、全ての条項につきましてのもの、できるものというような表現で書かせていただいております。未使用の場合には還付できるというふうに判断しております。

あと、半分の金額を返すことが妥当なのかということでございますが、近隣にあります公営の墓地、こういったものも参考にしながら今回条例を設定してまいりました。できない場合の公営墓地もございますが、半額を返すというのが多いようでございます。なので、妥当だというふうに判断して今回計上したものでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） わかりました。であれば、この未使用の概念というか規定というのをはっきり明記したほうがいいのかと思います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 答弁は要りませんか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。4番 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） 条例7条墓地の使用期間2号の集合墓地について伺います。

集合墓地、30年間の基準として町長が定める期間と明記されておりますけれども、この町長が定める期間を類推して解釈することができるのかもしれませんが、短期収蔵という考え方はないか、その短期というのは例えば3年を短期間と定めて短期間、それは更新ができるという考え方があります。例えばこれは理由としましては、将来的に利府町から転居する者がいる、転居しなければいけない、または区画墓地を購入して埋葬するという考え方がある方は、今は納骨は集合墓地に入れてという考え方もあると思いますので、そこを御答弁願います。

○議長（櫻井正人君） 環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木啓義君） 4番 小淵議員の御質問にお答えします。

集合墓地の30年間の考え方でございますが、ただいま御質問の短期の収蔵が可能なのかということでございますが、町営墓地、集合墓地につきまして大分検討してまいりまして、特に最近都会派というか、都市化のほうでは10年間収蔵、20年間収蔵、30年間と、もう自分で収蔵期間を設定できるような墓地も最近出てきております。

30年間というものは、まず設定でございますが、全員協議会のほうでもお話ししたように寺院墓地ではほとんどが33回忌、50回忌と、こういった節目をもって期限を設定しておるのが原

状でございます。

公営墓地につきましては、30年間で設定している自治体が多く見受けられます。50年というのはかなり長いというようなこともありまして、本町においては30年間お預かりして、その後合葬墓地のほうに移すというような形を考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○4番（小渕洋一郎君） もう一度問いますけれども、短期間、3年間の設定というのは考えないということによろしいわけですか。

○議長（櫻井正人君） 環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木啓義君） お答えします。

現在のところ考えておりません。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。14番 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 3点お伺いいたします。

第8条の公募の件なんです、公募をする場合、住民の方が心配していらっしゃるの希望する場所をとることができるのかということ、それから非常に公募までの期間が短くなっておりますけれども、希望する場合に見学会等をやっていただけるような可能性があるのか、それから3点目は全員協議会でも質問いたしましたけれども、トイレの問題、男女共用ということで障害者用のトイレと男性用のが1つというお話でした。非常にこの水回りといいますか、トイレの整備というものはすぐポンとできるものではないと思いますが、その辺もしたくさんの人が使用するようなことがあれば増設も考えたいというお話でしたが、この点の確認をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木啓義君） 14番 遠藤議員の御質問にお答えします。

まず、公募によりまして募集をするわけですが、希望する場所が選べるのかという御質問でございますが、現在考えております募集の形態につきましては、区画墓地につきましては100区画、集合墓地については50区画を使用開始したいというふうに考えております。その場所につきまして抽選の方法でございますが、まず区画墓地に番号を振りまして、1個ずつ抽選していくというような形を考えております。希望する場所を特定しないということで、公平性を保つために1個ずつ場所の決定をしていきたいというふうに考えております。この見学会につきましては、現在考えておりません。まだ、やはり現在工事中というようなこともありまして、道

路もできたので、見に来ている方も若干いるようではございますが、まだ工事中でございます。

あと、トイレの設置でございますが、現在全員協議会のほうでもお話ししたように男女兼用が1カ所、あと小便器が1つということでございます。設計の段階におきまして、現在500区画を一斉に使うというようなことも考えてはいたんですけれども、設計上は1つで十分というふうに判断して設置したものでございます。

増設というものにつきましては、今後利用者の形態を見ながら考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 抽選の方法はわかりました。見学会の件ですけれども、非常にやはり実際の場所を見たいという、団地のほうでは待っていらっしゃる方と、あるいは地方に、遠いところであって、ぜひこちらに持ってきてほしいという声も非常に出ております。全然見ないですぐにという、応募するというよりもやはり一度見たいという気持ちを皆さんお持ちのようで、見学会もいろいろなところでお話すると、見に行ってもいいのと聞かれるんですけれども、私も近くに行ってみますと、やはり道路工事中であったりして、非常に入りづらいということもございますので、抽選をした後に、もしよろしければ団体で、老人会なり何なりの要望が出た場合に、ぜひ計画なさって見学会というものを催してはどうかと思いますけれども、殺到した場合はその必要はないと思いますけれども、もし売れ行きが悪いといえますか、そういった事態が起こった場合も考えて、やはりそういった団体に、例えばバスを出すこともできるでしょうし、募ってそのような見学会を計画してみたいかと思いますが、この辺の御意見を伺います。

それから、トイレですけれども、非常にこれは女性にとってもひどい話だなと思っておりますけれども、男女共通のトイレですし、高齢者が使うことが多いですし、納骨のときには結構人数がいらっしゃると思います。近くには、そのほかに使えるようなトイレはすぐそばに、役場までもちょっとありますし、ないところですので、やはりこの水回り、トイレというのはすぐポンと建てられるものではないと思いますので、その辺なるべく早く女性が安心して使える、多分おばあちゃん連中、私以上の年齢の方が多いと思いますので、その辺とても心配でございますので、改めてその点答弁お願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木啓義君） お答えいたします。

見学会でございますが、やはり全てが終わった段階で見学可能というふうには思っておりますが、参考にさせていただいて今後検討してまいりたいと思います。

トイレにつきましては、女性が安心して利用できるようなことということで女性の方、かなり利用時間が長くて長蛇が出来るというようなこともありますので、そういったものは検討していきたいんですが、ただここで工事費がかかっていくというようなこともございまして、実際に利用を見ながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 見学会はぜひ今のうちに計画していただきたいと思ひますし、見学してもいいんですよというようなことをちょっとアナウンスしていただくと、皆さん安心して見に行かれるのではないかと思います。その辺もぜひ何らかの方法で、回覧でも結構ですからやっていたきたいと思ひます。

それから、トイレの件ですけれども、本当にひどい話でして、女性は使用時間確かに長いですし、ましてや高齢者あるいは車椅子を使った方ですと、もっと時間がかかるわけです。今のうちにもう対処する必要があると思ひますので、ぜひお願いいたします。答弁お願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 答弁なしでいいですか。（「答弁お願いします」の声あり）ほかにありませんか。（「答弁」の声あり）答弁なしでいいですよ。もらいますか。生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

墓地関係のトイレに関する御質問でございます。こちらにつきましては、現在遠藤議員さんのお話にありましたとおり男女兼用のものを大便器が1個、あと小便器のものを1個、今現在整備しているところでございます。今回のこのトイレのものにつきましては、実態といたしましてどの程度の利用頻度が上がってくるものなのか、また利用者数等がどのくらい発生していくものなのか、その辺につきましては墓地の販売状況によって、その利用状況が変わってくるものと見ておりますので、その辺のトイレの利用状況を見ながら、ちょっとその辺につきましては今後の検討として課題に上げていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。11番 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 別表関係について、ちょっとお尋ねいたします。

使用料についてなんですが、第1種42万、第2種21万、集合墓地32万円という金額ですが、これ合計すると約1億6,000万円ほどとなると思われませんが、実際に過去のこれまで工事で投

資した金額、もっとかかっていたのではなかったかなと思いますので、その辺の過去の投資した金額と、あとそれに基づいて、どういった積算根拠でこの使用料を出したのかを数字でお答えいただきたいなと思います。

あと、同じく別表第2の管理料についてなんですけれども、区画墓地のほう年ごとにという5,000円ということなんですけれども、さまざまな公営墓地で一括の管理料、10万円一括でやっている七ヶ浜さんの例のように、一括と1年ごとと両方それぞれありまして、それぞれにメリットとデメリットとあるんですが、年ごとですとやはり事務負担が、毎年毎年徴収というふうな取り組みが必要になりまして、事務負担が膨大になるのではないかなと思いますが、一括ではなく年ごとにした理由、お答えいただきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木啓義君） 11番 吉田議員の御質問にお答えします。

永代使用料の算定の基礎としましては設計費と用地費、工事費、あと起債の利子等々がその基礎となっております。使用料の設定につきましては、これらをそれぞれの施設ごとに案分をいたしまして、施設にかかった経費を皆さんで御負担していただく、例えば基数で割り返す、または平米数で割り返すというようなことで設定をしております。

今までにかかった工事費等々の積算でございますが、今回この永代使用料に算定の基礎として用いたものについては、2億500万ほどの工事事業費というようなことで考えております。

2番目の管理料、1年ごとの仕様ということでございますが、区画墓地につきましてはやはり管理がされないで草が生えていたというような例がかなり多くございますので、そういったことを避けるために、毎年自分の墓地を管理していただけるように、1年ごとに管理料を設定したものでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） お答えいただきたいのは、こちら事業費として一般会計からの繰り入れと、あとは起債を行っておりまして、それを使用料で返還していくというんですけれども、ちょっと返し切れないのではないかとちょっと懸念が残りますので、2億円以上の事業費に対してちょっと使用料だけでは返せないのかなと思います。以前の答弁では、一般会計からの繰り入れはいずれ返還するという、一般会計に戻すというふうなお話もありましたので、ちょっとあと実際問題、後の話になりますが、会計で見ますと、この墓地事業に伴う職員人件費というのは実際町が負担して行っていくことになりますので、ちょっとこの辺だけは厳密に返還

していく姿勢が必要ではないかなと思いますので、お答えいただきたいと思います。

あと、管理料につきましては使用者ではなくて、使用者が放置するというような問題ではなくて、管理を行うのは実際には委託業者が行っていくための管理料だと思いますので、それが毎年と一括ということの事務負担の違いがありますので、なぜ年ごとにしたのかということをお教えいただきたいというのが先ほどの質問ですので、もう一度お願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木啓義君） お答えします。

ただいまの御質問で、一般会計からの繰り入れた分を返還していくのかということですが、積算しております、全てやはり一般会計のほうには戻したいというふうに考えております。

管理料につきましては、1年になぜしたのかという理由でございますが、先ほど管理が適切にされるというような条件もありますが、使用者が変更になった場合、そういった文言を、例えば町外に出ていったとか、あともしかして亡くなってしまったと、そういったものを適切に判断できるようなことが可能かというふうに考えまして、1年間で納付書を発行するというふうに考えております。

管理費に含まれますものとしましては、一部業者のほうに委託をしながら、例えば清掃、草刈り、あと納骨の立ち会いと、そういうものにつきまして業務委託を出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。10番 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 二度目で申しわけございません。

18条ですけれども、18条の第2項の中に使用者死亡の場合の等々とありますけれども、基本的にこの墓地を使うときは利府町に住民基本台帳に記載されている方、あるいは1年以上利府町に居住している方という基本がありますけれども、その使用者が亡くなった場合、跡継ぎする人が例えば多賀城とか塩竈という、その場合でもそれは問題ないんですね。それが1つ。

それから、先ほど遠藤議員のほうから出ましたけれども、墓地の見学という、これ北山霊園のを見ますと、申し込み前にぜひ一度墓園を御見学くださいということでチラシ的に出しているんですね。多分町で出すのは、この間聞いたら広報が一番最初に出されるようなので、その辺はやっぱりそんな形を入れたほうがよろしいかと思うんですよ。団体で行って、これ墓地の必要な人を見るのであって、全員必ずしも団体が見るあれでもないの、そういうことを入

れたらよろしいのかなと思います。

それから、先ほどこちよっと当面は町がこれをいろいろな受け付け等々やっていくけれども、それから管理等については部外に委託すると思うんですけれども、町はどの程度までそれをずっとその受け付け等々やっていくのか、その辺、最終的には委託するのか、その辺もちょっと含めてお願いいたします。考え方。

○議長（櫻井正人君） 環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木啓義君） 10番 鈴木議員の御質問にお答えします。

18条におきます使用者の死亡、そういったものについて、町外に転出されたとか、そういったことですが、そういった場合にはどうするのかということですが、特に問題とは考えておりません。

見学会ですが、今回9月号の広報紙のほうにその募集を載せていきたいというふうに考えております。そういった中に、自由に見学できるような体制ということですが、それについてはちょっと検討させていただきたいと思います。

町の管理、いつまでやるのかということですが、管理について考えてみますと、今回500区画整備したものでございます。管理費を外注した場合には、いろいろな方法がございまして、管理費そのものがやはり高くなってしまって、個人に負担していただくことが多くなってしまいうふうに考えております。なので、利府町の500区画の規模ぐらいにつきましてはずっと町管理で今のところ考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第48号利府町営霊園条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第49号 利府町営愛がん動物霊園条例

日程第4、議案第49号利府町営愛がん動物霊園条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第49号利府町営愛がん動物霊園条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第50号 利府町営霊園等管理運営基金条例

○議長（櫻井正人君） 日程第5、議案第50号利府町営霊園等管理運営基金条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第50号利府町営霊園等管理運営基金条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第51号 平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第6、議案第51号平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算を議

題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。11番 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 先ほどもお尋ねしたんですが、この町営墓地特別会計に対しまして、事業費として約2億円かかっているということなんですけれども、一般会計からの繰り入れと起債、借金でこれまで工事費を賄ったという状況で、この特別会計を見ますと、まず積み立てをして、そこから返済、償還していくということだと思んですが、まずその償還計画、どうなっているのか、一般会計の繰り戻し数千万円、いつごろをめどとして考えているのか。

あと、先ほどもお尋ねしましたが、ちょっと事業費に対してこの使用料収入だけでは賄えないのではないかなと思いますので、その辺の償還をどうしていくのかお答えいただきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木啓義君） 11番 吉田議員の御質問にお答えします。

まず、積立金の返済ということでございますが、起債、事業費の75%借りております。その他につきましては一般会計から残り25%お借りしているというようなことでございます。返済につきましては、起債につきましては20年間で返済する予定となっております。一般会計への繰り戻しというんですか、につきましてはそれらが終了した後に返済というふうに現在のところ考えております。

事業収入でその全てが賄えるのかということでございますが、賄えるというような計算で考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 先のことなので、なかなか難しいと思うんですが、墓地というのは流動性が非常に低いと、1回使用されたら何年も何十年も変わらないのが大体のところだと思いますので、その事業収入で賄えるという根拠をもう少し詳しくお話しいただきたいなと思います。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木啓義君） 御質問にお答えします。

事業収入で全てのものが賄えるのか賄えないのかということでございますが、当然事業費がかかったものは使用料で全て繰り戻すというような考えでなっております。先ほど2億ちょっとの事業費がかかったということでございますが、それらも含めて計算をしております、全て

返済できると。

ただし、全てが500区画、例えば集合墓地も50区画、それが完全に売れた段階で支払い可能と
いうようなことで考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第51号平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第52号 公有水面埋立てに関する意見について

○議長（櫻井正人君） 日程第7、議案第52号公有水面埋立てに関する意見についてを議題と
します。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質
疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第52号公有水面埋立てに関する意見についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年8月利府町議会臨時会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

午前10時43分 閉会

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成28年8月10日

議 長

署名議員

署名議員